

## TOURISM INBOUND NEWSLETTER

2020年12月号 (Vol. 9)

森・濱田松本法律事務所 観光法プラクティスグループ

(編集責任者：弁護士 荒井 正児)

### ビジネストラック制度の概要と法的諸論点

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. ビジネストラック制度の概要	弁護士 水口 あい子 TEL. 03 6266 8740 aiko.mizuguchi@mhm-global.com
III. ビジネストラック制度が利用可能な条件等	
IV. ビジネストラック制度に関する 主な法的問題点・留意点等	弁護士 岡 朋弘 TEL. 03 6212 8309 tomohiro.oka@mhm-global.com
V. おわりに	弁護士 塩崎 耕平 TEL. 03 5293 4860 kohei.shiozaki@mhm-global.com

#### I. はじめに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、現在、日本も含めた多くの国々で、入国やビザ発給等の制限が行われています。しかし、感染状況が比較的落ち着いている国々を中心に、また、ビジネス上の必要性から、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置として、ビジネストラック制度の運用が開始されています。直近では、2020年11月30日に、中国（香港・マカオを除く）との間でビジネストラックの運用が開始されました。シンガポールとの間では9月18日から、韓国との間では10月8日から、ベトナムとの間では11月1日から、それぞれ既にビジネストラックの運用が開始されており、日本との間でビジネストラックの運用を行っている国は、12月3日現在、4カ国となっています。

そこで、本稿では、ビジネストラックの制度概要及びそれに関する主要な法的論点についてご紹介いたします。

なお、ビジネストラックやレジデンスラックの実施状況及び各国の入国・ビザ発給等の制限については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に伴い、常に変更等の可能性がありますので、海外へ渡航される際には、必ず渡航先及び経由先の国々の最新情報をご確認されることをお勧めいたします。

#### II. ビジネストラック制度の概要

ビジネストラック（ファストトラックとも言います。）とは、「誓約書」や「本邦活動計画書」の提出等の一定の条件のもと、相手国又は日本入国後の14日間の自宅等待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる（行動制限が一部緩和される）制度であり、主に渡航目的が短期商用又は公務等に限定されている渡航者のため

## TOURISM INBOUND NEWSLETTER

の出入国に関する制度です。現在、類似の制度として、一定の条件のもとで海外への出入国が認められるレジデンストラック（一般入国手続）もありますが、レジデンストラックは、長期滞在者用の制度として、相手国又は日本入国後に 14 日間の自宅等での待機が必要になるのに対し、ビジネストラックは当該自宅等待機の制限が緩和される点が主な特徴です。

### Ⅲ. ビジネストラック制度が利用可能な条件等

#### 1. 日本から外国に入国する場合の要件

日本人が、短期出張の際に、ビジネストラックの制度を用いて下記 4 カ国に入国する場合には、大要、渡航前の PCR 検査証明の取得、相手国到着時の PCR 検査の受検、接触確認等のためのスマートフォンアプリの導入等が求められています。国ごとの対象者及び要件等の概要は（1）及び（2）の表をご参照ください<sup>1</sup>。

なお、上記 4 カ国以外の国又は地域への入国については、各国ごとに日本からの渡航者や日本人に対して、入国制限措置や入国後の行動制限措置が取られており<sup>2</sup>、現時点では、下記 2.（2）で述べる例外的な場合を除き、ビジネストラックの制度の実施はされていません。

##### （1）対象者

日本に居住する日本国籍者及び相手国に居住する相手国国籍者並びに、国籍を問わず、日本又は相手国に長期滞在パス（日本の場合は在留資格）を得て居住する者が対象です（日本からベトナムへの渡航の場合はベトナム国籍者を除く）。国ごとの具体的な条件は以下をご参照ください。

渡航先の国	対象者
シンガポール	短期ビジネス目的又は外交・公務目的（日本政府発行の外交旅券又は公用旅券所持者のみ）で、滞在期間が 30 日以内の者。なお、再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を得て出国した者は、在留資格を問わず、ビジネストラックを利用した日本への再入国が可能。また、日本人は査証申請不要。
韓国	重要なビジネス上の目的（短期訪問（C-3）、短期就業（C4）、駐在（D-7）、企業投資（D-8）、外交（A-1）、公務（A-2）の者
ベトナム	投資、貿易、高技能労働者、企業管理者、外交、公務の目的でベトナムへの入国を希望する方及びその家族で、滞在期間が 14 日以内の者
中国	経済貿易、科学技術、文化、教育、スポーツ等の各分野で、中国に渡航する必要がある者及びその家族

経済産業省ホームページ（<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/1020bt2.pdf>）

<sup>1</sup> シンガポール（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/na/page22\\_003415.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page22_003415.html)）、韓国（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/na/page22\\_003428.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page22_003428.html)）、ベトナム（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25\\_002004.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page25_002004.html)）、中国（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/c\\_m1/page24\\_001212.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/page24_001212.html)）。

<sup>2</sup> 外務省ホームページ（[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/history\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf/history_world.html)）のほか、各国の駐日大使館のホームページ等ご参照。

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

(2) 必要な手続

渡航先の国	出国前に必要な手続	入国時に必要な手続	入国後に必要な手続	帰国前に必要な手続
シンガポール	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 短期ビジネス目的又は外交・公務目的（日本政府発行の外交旅券又は公用旅券所持者のみ）で、滞在期間が30日。シンガポールの受入機関等が申請者に代わり Safe Travel Pass を申請し、approval letter を受領</li> <li>➢ シンガポールの受入企業等が Safe Travel ポータルサイトに渡航後14日間の行動計画を登録</li> <li>➢ 渡航前の健康状態及び渡航歴に関する申告書をシンガポール移民検問庁（ICA）に提出</li> <li>➢ 14日間以上の日本滞在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 空港でのPCR検査（結果判明まで1～2日間の待機）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 入国後14日間の活動は滞在先と用務先の往復等に限定</li> <li>➢ Trace together アプリをインストール・起動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 14日間の健康モニタリング</li> <li>➢ シンガポール政府指定の医療機関において Safe Travel Pass（「approval letter」）を提示しPCR検査証明を取得（滞在期間が7日間以内である場合は、帰国後に自費で検査を受けることで代替することが可）</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 在京韓国大使館・総領事館にて査証申請（診断書等の提出要・健康状態に関するインタビューの実施）</li> <li>➢ 在京韓国大使館・総領事館にて隔離免除書の受領</li> <li>➢ 出国前72時間以内にPCR検査証明の取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 空港又は臨時検査施設でのPCR検査</li> <li>➢ 健康状態質問書等必要書類の提出</li> <li>➢ 自己隔離者安全保護アプリ及び自己診断アプリの導入等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 隔離免除期間の公共交通機関不使用</li> <li>➢ 活動計画書に基づき滞在先と用務先の往復等に限定</li> <li>➢ 隔離免除期間中の健康フォローアップ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 14日間の健康モニタリング</li> <li>➢ 出国前72時間以内の検査証明取得（滞在期間が7日間以内である場合は、帰国後に自費で検査</li> </ul>

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

				を受ける ことで代 替するこ とが可)
中国	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 在日中国大使館・総領事館で査証申請（査証申請には、受入事業者が地方政府（外弁・商務庁）、中央国家機関、中央企業から取得した招聘状が必要）</li> <li>➢ 航空機搭乗前 2 日以内の PCR 検査及び血清抗体（Igm）検査の陰性証明の取得</li> <li>➢ 旅行保険への加入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 空港での PCR 検査（結果判明まで 1～2 日間の待機）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 受入事業者による直接移送と閉鎖管理（往訪先や外部接触の限定等）</li> <li>➢ 14 日目に PCR 再検査、陰性なら通常生活に移行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 14 日間の健康モニタリング</li> <li>➢ 出国前 72 時間以内の検査証明取得（滞在期間が 7 日間以内である場合は、帰国後に自費で検査を受けることで代替することが可）</li> </ul>

（脚注 1 記載の外務省ホームページの情報をもとに当事務所にて作成）

2. 日本に帰国又は新規入国する場合の要件等

ビジネストラックを利用して日本に帰国又は新規入国する場合には、誓約書・本邦活動計画書の提出や接触確認アプリの導入等の一定の条件のもと、14 日間の自宅待機等が免除されます。ビジネストラックを利用して、日本に帰国又は新規入国する場合の要件等については、以下をご参照ください。

(1) 対象者（新規入国の場合）

日本に居住する日本国籍者及び相手国に居住する相手国国籍者並びに、国籍を問わず、日本又は相手国に長期滞在パス（日本の場合は在留資格）を得て居住する者が対象です（日本からベトナムへの渡航の場合はベトナム国籍者を除く）。国ごとの具体的な対象者の条件は下表をご参照ください。

日本への渡航元の国	対象者
シンガポール	訪日目的が短期商用又は公務で、日本での滞在日数が 30 日以内の者

TOURISM INBOUND NEWSLETTER

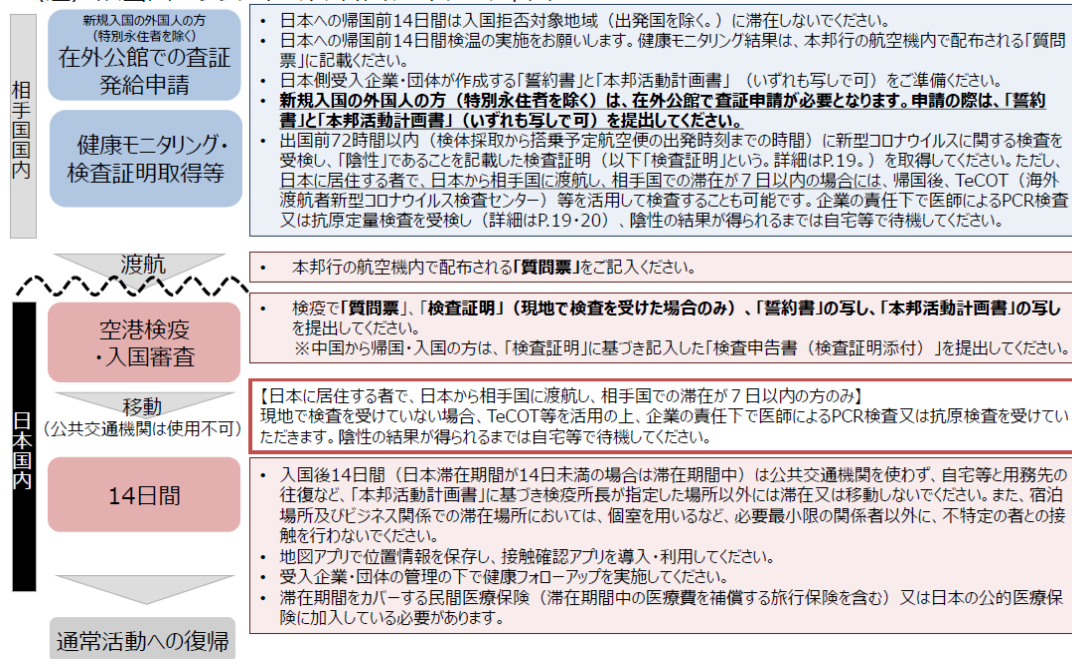
韓国	訪日目的が短期商用、就労・長期滞在（「経営・管理」、「企業内転勤」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能実習」、「特定技能」、「高度専門職」、「特定活動（起業）」）又は外交・公用の者
ベトナム	訪日目的が短期商用、就労・長期滞在（「経営・管理」、「企業内転勤」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能実習」、「特定技能」、「高度専門職」、「特定活動（起業、EPA 看護師・介護福祉士、EPA 看護師・介護福祉士候補者）」）又は外交・公用の者
中国	訪日目的が短期商用、就労・長期滞在（「経営・管理」、「企業内転勤」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能実習」、「特定技能」、「高度専門職」、「特定活動」、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「興行」、「技能」、「研修」）

経済産業省ホームページ (<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/1020bt2.pdf>)

(2) 必要な手続き及びフロー

非入国拒否対象地域からビジネストラックを利用して日本に渡航する場合のフロー

(注) 該当国：シンガポール、韓国、ベトナム、中国

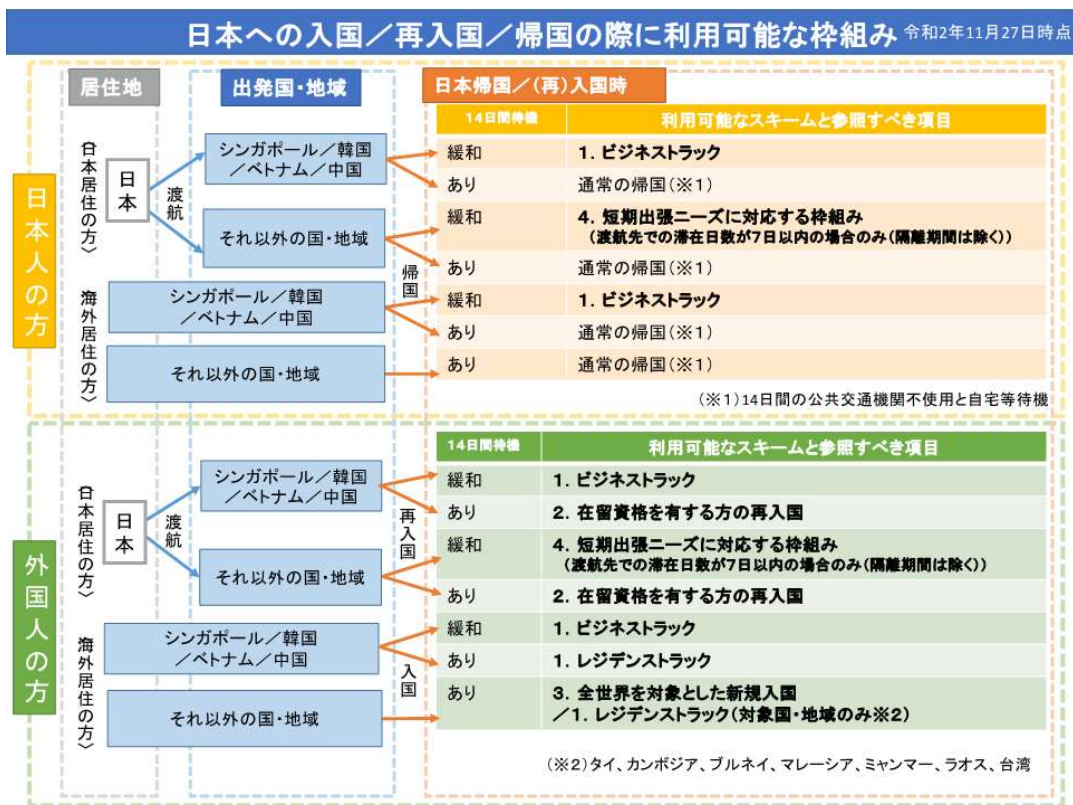


経済産業省ホームページ (<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/1020bt2.pdf>)

なお、ビジネストラックの運用が行われていない国・地域へのビジネス目的での短期出張についても、相手国内での滞在期間が7日以内等を条件に、日本への帰国・再入国時に、上記のビジネストラックの14日間の自宅待機の緩和の仕組みを準用する取組みが開始されています。日本への入国・再入国・帰国の際に利用可能な仕組みの全体像については、下図をご参照ください。



TOURISM INBOUND NEWSLETTER



外務省ホームページ ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22\\_003380.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html))

IV. ビジネストラック制度に関する主な法的問題点・留意点等

(1) ビジネストラック制度を利用する対象者の所属する又は受け入れ企業・団体の責任について

ビジネストラック制度の利用に際しては、各国ごとに、事前のPCR検査等の一般的な防疫措置のみならず、渡航の際の現地での活動計画書や誓約書等の必要な提出書類や準備事項が多く、利用者本人のみならず、所属又は受け入れ企業も適切に管理及び指導の上、求められる事前準備を適切に履践する必要があります。

特に、活動計画書等の必要書類の記載内容に不備や虚偽があった場合や誓約違反があった場合等には、ビジネストラック制度の利用停止のみならず、渡航・入国自体を拒否される可能性もあり、さらには所属又は受入企業・団体名の公表の措置をとる場合があるとされています<sup>3</sup>。

<sup>3</sup> ビジネストラック制度を利用した日本への新規入国の際には、提出が必要な誓約書については、受入企業・団体が当該記載内容について十分理解した上で、入国者本人に対し、丁寧な説明を行うことが求められており、また、活動計画書に関しては、入国後14日間において当該計画通りに実施するため入国者に対する必要な管理が求められています。さらに、対象者が陽性と判明し保健所の調査の際に接触確認アプリの導入や位置情報の保存が確認できない場合等には、誓約違反とみなされ、誓約違反した受入企業・団体は、関係当局により名称を公表され得るとともに、今後当該企業・団体の招へいする者に対し、本スキームに基づく本邦入国が認められない可能性があるとしてされています。  
(<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/1020bt2.pdf>)

## TOURISM INBOUND NEWSLETTER

また、ビジネストラック制度を利用した従業員等が渡航した後も、所属又は受け入れ企業は、当該従業員が現地において求められている手続きを適切に履践しているかや遵守事項に沿った行動がなされているか等について、当該従業員等の健康状態等にも配慮しつつ、常に責任を持って管理及び監督していく必要があります。

このように、ビジネストラックの利用の際には、それを利用する対象者のみならず、所属又は受け入れる企業・団体も同時に責任を持つ制度の仕組みとなっています。また、対象者が持参すべき必要書類についても、企業・団体に適切に指導・管理する必要があります。

上述のとおり、誓約違反や計画書の記載内容に違反した場合は、本件措置の利用が認められない可能性がある他、当該企業・団体が公表される場合があるとされており、そのようになった場合には、渡航制限に伴い、当初予定していた渡航先でのビジネスが実施できなくなることによるビジネス上のリスクのみならず、当該企業・団体のレピュテーションリスクが棄損されることにもつながります。所属する又は受け入れる従業員等がビジネストラック制度を利用するに際しては、その企業・団体は、当該従業員等が必要な手続きを適切に履践するよう細心の注意を払い、適切に指導及び管理する責任がある点に留意が必要です。

## (2) ビジネストラック制度を利用した従業員の感染の対応について

ビジネストラック制度は、日本企業が海外企業との取引や交渉、現地法人での活動等のために、短期間であれ実際に海外に出張する必要がある場合の適用が想定されています。

ビジネストラックを利用した従業員が、出張先の他国で新型コロナウイルス感染症に感染していたことが判明した場合や帰国後に感染が判明した場合、当該従業員の治療費等の負担や給与補償が問題となり得ます。この点、企業は雇用する従業員に対して安全配慮義務を負っており、従業員の生命及び身体等の安全を確保しつつ労働することができるように、配慮する義務があるとされています。そのため、短期出張先の国が、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況が明らかであるにもかかわらず、業務上の都合で渡航させた場合、出張先の感染状況や医療体制、企業の講じた感染対策の内容等によっては、企業側の安全配慮義務違反を問われる可能性があります。もっとも、当該従業員の新型コロナウイルス感染症への感染の原因が業務上の海外渡航にあるかの因果関係については、判然としないケースも多いと考えられ、また、海外渡航時の保険等によってカバーされるケースもあり得ますので、ケースバイケースの判断が必要となります。

使用者に安全配慮義務違反があれば、従業員が新型コロナウイルス感染症に感染したことによる療養費や療養期間中の賃金相当額等の損害賠償を行う必要があります。使用者に安全配慮義務違反がなくても、使用者は従業員の療養費や平均賃金の60%の休業補償等を行う必要があります（労基法75条以下）。

ただし、出張中の全過程は特段の事情がない限り使用者の支配下にあるものとさ

## TOURISM INBOUND NEWSLETTER

れ、業務遂行性が認められ（東京地判平 11.8.9 労判 767 号 74 頁）、出張に通常伴う行動において新型コロナウイルス感染症に感染した場合には業務起因性も認められることから、原則、労災保険の給付が認められる可能性が高く、これにより従業員の損失は補償され得ることになります。

そのため、基本的には、この労災保険給付等ではカバーしきれない部分（労災保険給付と実際の給与との差額や慰謝料など）について、安全配慮義務違反のある使用者のみ、損害賠償義務を負うことになります。

### V. おわりに

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、世界的に厳しい情勢が継続する中、海外への渡航には、移動中の感染、隔離期間の予期せぬ延長、現地病院への長期入院等、依然として様々なリスクが存在しています。渡航の際には、渡航者自身のみならず、所属先又は受け入れ先企業がこれらのリスクを十分に理解し、必ず渡航先及び経由先の国々の最新情報を確認の上、所定の手続に沿って適切に対応及び管理していくことが必要です。

（当事務所に関するお問い合わせ）  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com